

【社会福祉法人寿楽園：一般事業主行動計画策定】

職員が仕事と家庭を両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、また、子育て支援制度を通じ社会への貢献を実現するため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間

- 2.内 容 ①出産後も働き続けることができる環境の整備
[目標]短時間勤務制度や子の看護休暇の周知を図る。
[対策]育児休業復帰前の女性職員に対し、育児短時間勤務や子の看護休暇等、利用できる制度の説明を行う。
- ②所定外労働の削減のための措置の実施
[目標]計画期間内に職員一人当たりの所定外労働を10%削減する。
[対策]残業時間の集計を行い、管理職へ発信した上で、残業時間削減に向けた対策を講じる。